


分科会

12月9日(日) 9:30~11:30

<分科会①>

テ ー マ	女性リーダー養成		
開催趣旨	福岡県男女共同参画センター「あすばる」と三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の取組を紹介し、女性リーダー養成の為、男女共同参画センター等がどう事業展開していくか考えます。		
会 場	3F 研修室 1	出席者数	20名
進 行	全国女性会館協議会 柴田美代子・坂田静香	運営協力 報告	埼玉県男女共同参画推進センター 黒須 さち子
 <p style="text-align: center;">写真</p>		配布資料	
		福岡県男女共同参画センター「あすばる」 ・「女性リーダー育成事業について」 ・「ふくおか女性いきいき塾 第6期報告書」 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」 ・「社会に声を届けよう！女性のための政治入門塾」 平成 27、28 年度実施	
内 容			
<p><概要> 福岡県男女共同参画センター「あすばる」事業推進課：福井美紀さんから平成 2012～2017 年に実施した「ふくおか女性いきいき塾」とその見直しも兼ねて 2018 年実施の「あすばるキャリアアップ・カレッジ」の事業概要と成果の報告。 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」所長：石垣弘美さんから、2015、2016 年度に実施した「女性のための政治入門塾」の事業概要と成果報告。</p>			
<p><プログラム（進行）> ・事例発表 1 福岡県男女共同参画センター 2 三重県男女共同参画センター 3 質疑応答…好事例の発表であったので、活発な質疑応答が行われた。 4 グループワーク…付箋を用いて、模造紙に貼り付け形式 ①事業を実施するにあたっての課題抽出 ②解決策を考える ③どんな事業が考えられるのか、内容検討 5 各グループからの発表 これからどんな事業展開をしていくのか等々、短い時間であったが、積極的な話し合いが行われ、各グループからさまざまな示唆に富んだ発表があった。</p>			
<p><まとめ> 事例報告について、活発な質疑応答もあり、参加者の意欲が感じられた。 きょう学んだことを1つでも持ち帰って、事業展開して欲しいと主催者からのまとめの言葉があった。</p>			

分科会

12月9日(日) 9:30~11:30

<分科会②>

テ ー マ	男女共同参画センターのネットワークの可能性		
開催趣旨	男女共同参画センター同士のネットワークはどのような可能性を拓くのか、センター同士のネットワークはセンターが立地する地域社会やセンター利用者にどのようなメリットをもたらさうのかについて、大規模災害時の相互支援システムの意味等を含めて検討します。		
会 場	3階 研修室	出席者数	20 名
進 行	(公財)せんだい男女共同参画財団 木須 八重子	運営協力 報告	三重県男女共同参画センター「フレ ンテみえ」長谷川 峰子
		配布資料	
内 容			
<p><概要> この分科会②は『参加するだけでなく参画する』『学ぶではなく語り合い考える』場とし、協議会というネットワークがあるからこそ可能になっていること、大規模災害時の相互支援システムのことを、車座で参加者同士が語り合い、また、女性会館協議会や九州沖縄男女共同参画センター会議のことなどの情報共有を行った。</p> <p><プログラム(進行)> 下記テーマについてそれぞれ語り合った。 【もし男女共同参画センター同士のネットワークがなかったら？(その必要性)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大切な学びの場であり、全国大会などは出会いの場でもある ・行政の意向に沿うことは必要ではあるが、その意向の検証も必要であり、ネットワークはその検証を行える場である ・ネットワークが「ある」ことが男女共同参画に携わる人たちの力になる。次のステップにつながっている ・このネットワークがNVECを創る原動力になり、昨年文科省の男女共同参画学習課を継続させる力となった <p>【女性会館協議会の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国には約380の女性関連施設があり、そのうち会員館は85館(うち公的施設が75館を占め、その中の54館が民間に委託されている) ・47都道府県中会員がない都道府県は12あり、18は県施設が加盟していない 			

・強みはネットワーク組織だからこそ全国の情報が流れてくる。情報化社会の中でのネットワークと人が集まるネットワーク、2つの側面とも大事

【ネットワークがあるから可能になっていること】

- ・東日本大震災時に多くの支援をいただいた
- ・専門性を担保できる場であり、そこで得た視点、知識を県内に還元していく
- ・熊本地震の際、はあもにいの仕様書には発災時何をすればいいのか書いていないことに気づいた。協議会、相互支援ネットワークがなければ動けていなかった

<まとめ>

語り合った内容から

- ・「ある」って大事
- ・自分たちのセンターの役割を理解していないと発災時にも何をすべきかわからない、そのことを今日学んだ
- ・全国→県→地元の流れが大切
- ・県内の手の届かないところに対して動いていく必要性、もっと県内組織とつながっていかないといけない


などの感想があった。

最後は、ネットワークの基盤がしっかりしていなければ花は咲かない、このネットワークに参加ではなく参画してもらいたい、そしてこれからも協議会や相互支援ネットワークに対して「自分たちは何をすべきか」を皆さんも考えてほしいとお話があった。

分科会

12月9日(日) 9:30~11:30


<分科会③>

テ ー マ	日常的暴力被害と精神科疾患		
開催趣旨	<p>女性に対する暴力などの課題解決を目指し、DVの被害を受けている人々への理解を深め、DVの特性、人権に関する知識の習得を図るために行います。</p> <p>男女共同参画センターの相談支援のあり方について考えます。</p>		
会 場	2階 会議室	出席者数	17 名
進 行	おきなわ女性財団 山内 卓哉	運営協力 報告	秋田県中央男女共同参画センター 佐藤 加代子
	配布資料		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者名簿 ・ レジюме ・ パワーポイント資料 		
写 真			
内 容			
<p><概要></p> <p>日常的暴力被害と精神科疾患について、さよウィメンズ・メンタルクリニック院長竹下小夜子さんによる、精神科疾患の発症率の男女差や、精神的影響やストレス耐性についての講義。DVや虐待被害者のための支援や相談の対応について、具体的な説明。さまざまな障害についての症状と、ストレス研究の新たな情報など。</p>			
<p><プログラム（進行）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講義 ・ 質疑応答 			
<p><まとめ></p> <p>テーマについて、専門的でしたが、具体的で大変わかりやすいお話でした。DV被害を受けている人やジェンダー規範によるストレスなど、女性が抱えやすい課題について、理解や支援が深まるお話だったと思います。暴力被害者の心理的回復の基礎として、「エンパワメントを行い、他者との新たな結びつきをつくること」は、男女共同参画センターのミッションそのものであることを改めて理解できるとともに、モチベーションが高まる講座でした。竹下先生の「妻を輝かせてこそ真の男の値打ち」ということばが印象に残りました。</p>			

分科会

12月9日(日) 9:30~11:30

<分科会④>

テ ー マ	「JK ビジネス」の現状～JK ビジネスと法～		
開催趣旨	「JK ビジネス」の問題は、性犯罪等につながる可能性が強く、未成年者の人権問題に深く関係しているにも関わらず、なかなか国が問題視するに至りませんでした。そのため、未だに法的支援策は十分ではなく、一部の地域では、条例での対応を始めています。男女共同参画センターができる取組みとしては、女性相談以外にも学校現場との連携により実態を明らかにすることや啓発活動を実施すること、そして、メディアや行政に発信することで、社会課題の解決につなげていくことが考えられます。		
会 場	2階 会議室1・2	出席者数	30 名
進 行	おきなわ女性財団 上原 万里	運営協力 報告	大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」青木千恵
		配布資料	
		①講師プロフィール ②分科会4出席者一覧 ③出席者席次 ④講師レジュメ3枚 ＊パワポの資料は、各自が講師にメール連絡していただくこと。 講座中の資料の写真撮影は、文字部分のみ自由に撮影可。	
内 容			
<p><概要></p> <p>①JK ビジネスの概要、②AV 出演強要の概要、③現行法とその限界、④スウェーデンの規定から学ぶこと、⑤売春防止法と女性保護事業、⑥セックスワーク論から学ぶこと、⑦相談を受ける方に考えて頂きたいこと、など。</p> <p><プログラム（進行）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者は教室型で着座し、休憩なしで約2時間講義を聞いた。最後に質疑2名を対応。 <p><まとめ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師は15年間女子少年院で話してきた経験をもとに、JK ビジネス(事例:相手を酔わせて財布等を抜き取るなど)から罪の意識をどうやって持たせたらいいのか、「誰のどんな権利を守ろうとしているのか?」「誰のどんな行為を罰すればいいのか?」、当事者の声をまったく聞いていない現状がある中で、当事者の声をどこまで聞くのか、などの課題提供で始まった。 ・日本の法律は風営法、労基法、児童福祉法、各地域の条例などがあるが、18歳で成人となり、未成年でなくなる JK の年齢のはざままで、複雑にすり抜けられ、被害者が声を上げることができなくなる。法で裁くのはとても難しい問題。 ・女子少年院での聞き取りにより、「貧困」「虐待」「居場所がない」ことが JK ビジネスへ入り込む原因の多くだが、近年入所者には手厚い対処ができ、資格等を学習・取得し、自信をつけて退所している。 ・人の性を買うということをどう考えるか。「消費する性」と「消費される性」があるのか? ・セックスワーカーの方々の「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という声をどこまで聞くべきか。 ・女性センターの全国大会なのでセンター事業のなかにもどのように組み入れたらいいのか、支援の方法など、具体的提案については触れられず課題として残った。 			